

1. 議事日程

〔令和2年第4回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

令和2年12月2日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

【第1号】

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙

【第2号】

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 副議長の選挙
- 日程第4 議席の指定
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 議会運営委員の選任
- 日程第7 議会広報特別委員会の設置について
- 日程第8 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第9 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第10 承認第10号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例】
- 日程第11 承認第11号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例】
- 日程第12 承認第12号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例】
- 追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出の承認について

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	石飛慶久	10番	児玉史則
11番	大下正幸	12番	山本優
13番	熊高昌三	14番	穴戸邦夫
15番	秋田雅朝	16番	金行哲昭

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

3番 山本 数博 4番 武岡 隆文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (13名)

市長	石丸 伸二	教育長	永井 初男
総務部長	西岡 保典	企画振興部長	猪掛 公詩
市民部長	宮本 智雄	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田 雄司
産業振興部長	重永 充浩	産業振興部特命担当部長	行森 俊莊
建設部長兼公営企業部長	平野 良生	教育次長	福井 正
消防長	土井 実貴男	総務課長	内藤 道也
財政課長	高藤 誠		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (5名)

事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	佐々木 浩人
総務係長	國岡 浩祐	主査	小島 佳宏
主任主事	岡 憲一		



午前10時00分 開会

- 森岡事務局長 定刻になりました。
ただいまより会議を始めさせていただきます。
本臨時会は、一般選挙後の初めての議会です。
議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。
出席議員中、山本優議員が年長者でありますので、御紹介申し上げます。
山本優議員、議長席にお着きください。
- 山本臨時議長 皆さんおはようございます。
ただいま紹介されました山本優でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。



日程第1 仮議席の指定

- 山本臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいまの着席の議席といたします。
ここで暫時休憩いたします。



午前10時03分 休憩

午前10時23分 再開



- 山本臨時議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。



日程第2 議長の選挙

- 山本臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。
選挙の方法については投票によることといたします。
これより、議場を閉鎖いたします。

〔議場の閉鎖〕

〔出席議員数の確認〕

- 山本臨時議長 ただいまの出席議員は16名です。
それでは投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

- 山本臨時議長 なお、投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載ください。投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

- 山本臨時議長 配付漏れなしと認めます。

記入をしてください。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○山本臨時議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票を願います。

○森岡事務局長

投票の呼出しを行います。

1番 南澤議員。2番 田邊議員。3番 山本数博議員。4番 武岡議員。5番 新田議員。6番 芦田議員。7番 山根議員。8番 先川議員。9番 石飛議員。10番 児玉議員。11番 大下議員。13番 熊高議員。14番 宍戸議員。15番 秋田議員。16番 金行議員。最後に、12番 山本優議員。

○山本臨時議長

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

○山本臨時議長

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の閉鎖の解除〕

○山本臨時議長

開票を行います。

開票の立会人は、会議規則第31条第2項の規定により私から指名いたします。1番 南澤克彦君、及び2番 田邊介三君を指名いたします。両議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○山本臨時議長

立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告します。

投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票15票、無効投票1票です。有効投票のうち、宍戸君8票、熊高君5票、山根さん2票。

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は4票です。したがって宍戸邦夫君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました宍戸君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

議長の就任の挨拶をお願いいたします。

御登壇願います。

○宍戸議長

先ほど議長に選任いただきました宍戸邦夫でございます。

私の思いは、先ほど所信表明で述べたとおりでございますが、安芸高田市の議会が発展するためには、議会の基本に戻る。私はこれが一番、今、大事な時ではないかと思えます。

まず、議会としての使命、役割をしっかりと皆さんとともに果たしながら、安芸高田市の市民の皆さんの福祉向上に努めたいと考えます。

ぜひ皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○山本臨時議長　これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。よって、議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長　休憩を閉じて会議を再開いたします。

これよりの日程は、お手元に配付いたしました日程第2号のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

森岡事務局長。

○森岡事務局長　諸般の報告をいたします。

第1点、市長及び教育長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より、3,000万円以上、1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、2件の報告がありました。

第3点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、3件の報告がありました。

第4点、監査委員より、令和2年8月分、9月分、及び10月分の例月出納検査の報告がありました。

それぞれ、写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○宍戸議長　以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1　会議録署名議員の指名

○宍戸議長　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、3番山本数博君、及び4番　武岡隆文君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2　会期の決定

○宍戸議長　日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長　異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

〇宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第3 副議長の選挙

〇宍戸議長 日程第3、副議長の選挙を行います。  
選挙の方法については投票によることといたします。  
これより、議場を閉鎖します。

〔議場の閉鎖〕

〔出席議員数の確認〕

〇宍戸議長 ただいまの出席議員数は16名です。  
それでは投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

〇宍戸議長 なお、投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載ください。投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

〇宍戸議長 配付漏れなしと認めます。  
記入をしてください。  
投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

〇宍戸議長 異常なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票を願います。

〇森岡事務局長 投票の呼出しを行います。

1番 南澤議員。2番 田邊議員。3番 山本数博議員。4番 武岡議員。  
5番 新田議員。6番 芦田議員。7番 山根議員。8番 先川議員。9番  
石飛議員。10番 児玉議員。11番 大下議員。12番 山本優議員。13番  
熊高議員。15番 秋田議員。16番 金行議員。最後に、宍戸議長。

〇宍戸議長 投票漏れはありませんか。  
(投票漏れなし)

〇宍戸議長 投票漏れなしと認め、投票を終わります。  
議場の閉鎖を解きます。

〔議場の閉鎖の解除〕

〇宍戸議長 開票を行います。  
次に、開票立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によつて、立会人に、5番 新田和明君、及び6番 芦田宏治君を指名します。  
両議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

〇宍戸議長 立会人は自席にお戻りください。  
選挙の結果を報告します。  
投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票15票、無効投票1票です。有効投票のうち、石飛慶久君8票、秋田雅朝君7票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票です。したがって石飛慶久君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました石飛慶久君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

副議長の就任の挨拶をお願いいたします。

御登壇をお願いします。

○石飛副議長 このたび、副議長に就任させていただきました石飛です。

副議長となりましたからには、議長とともに、市議会の運営をしっかりと基本に立ち返って役割と使命感、原点に戻って、市民の負託に応えるように、精いっぱい頑張ってまいりますので、議員の皆様方の協力をよろしくをお願いします。

誠にありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議席の指定

○宍戸議長 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、1番から8番まではただいまの着席のとおりとし、9番を15番、14番を16番とし、10番以降を1番ずつ繰り上げた席を議席として指定します。

それぞれの席に御着席願います。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時09分 休憩

午前11時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第5 常任委員の選任

○宍戸議長 日程第5、常任委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務文教常任委員に南澤克彦君、山本数博君、武岡隆文君、新田和明君、山根温子さん、先川和幸君、山本優君、宍戸邦夫。産業厚生常任委員に、田邊介三君、芦田宏治君、石飛慶久君、児玉史則君、大下正幸君、熊高昌三君、秋田雅朝君、金行哲昭君。予算決算常任委員に議長を除く全議員15名。

以上の諸君をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

ただいまから休憩といたしますので、各常任委員会は直ちに委員会を

開き、正副委員長の互選を行ってください。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時41分 休憩

午後 0時52分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 議会運営委員の選任

○宍戸議長 日程第6、議会運営委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、山根温子さん、児玉史則君、大下正幸君、山本優君、熊高昌三君、金行哲昭君を指名いたしたいと思いをます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議会広報特別委員会の設置について

○宍戸議長 日程第7、「議会広報特別委員会の設置について」の件を議題といたします。

議会広報の発刊、及び調査を行うため、委員会条例第6条第1項及び、第2項の規定により、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行うことにいたしたいと思いをます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、議会広報の発刊及び調査を行うため、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することと決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました、議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、南澤克彦君、田邊介三君、山本数博君、武岡隆文君、新田和明君、芦田宏治君を指名いたしたいと思いをます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会広報特別委員に選任することに決しました。

ただいまから休憩といたしますので、議会運営委員会、及び議会広報特別委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

ただいまから13時40分まで休憩といたします。

午後 0時55分 休憩

午後 1時41分 再開

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、次の日程に入るに先立ち、各常任委員会、議会運営委員会、及び議会広報特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されていますので、御報告いたします。

総務文教常任委員長に山根温子さん、同副委員長に武岡隆文君。産業厚生常任委員長に大下正幸君、同副委員長に芦田宏治君。予算決算常任委員長に金行哲昭君、同副委員長に新田和明君。議会運営委員長に熊高昌三君、同副委員長に児玉史則君。議会広報特別委員長に新田和明君、同副委員長に南澤克彦君。

以上でございます。

日程第8 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

○宍戸議長 日程第8、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

芸北広域環境施設組合議会議員に、芦田宏治君、大下正幸君、山本優君、熊高昌三君、そして私、宍戸邦夫を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました以上の諸君を芸北広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が芸北広域環境施設組合議会議員に当選されました。

ただいま芸北広域環境施設組合議会議員に当選された諸君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第9 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○宍戸議長 日程第9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありません

か。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に、大下正幸君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました大下正幸君を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大下正幸君が広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された大下正幸君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時47分 休憩

午後 2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これからの会議の運営について、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 熊高昌三君。

○熊高議会運営委員長 先ほど、本日の臨時会に付議されました、承認3件の議案審議について、協議を行いましたので、その結果について報告をいたします。

承認第10号から第12号の3件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

以上で報告を終わります。

○宍戸議長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第10 承認第10号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例】

日程第11 承認第11号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例】

の一部を改正する条例】

日程第12 承認第12号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例】

○宍戸議長 日程第10、承認第10号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例】」の件から、日程第12、承認第12号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例】」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 臨時会の開会に当たり、一言、まず御挨拶を申し上げます。

本日から議会は新しい体制となりました。この町の発展のために、健全な市政運営となるよう、これまで以上にお力添えのほど、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、承認第10号から第12号までの提案理由を、一括して御説明します。

ここから原稿を読む形になります。少々お付き合いください。

この3議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年11月30日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会に承認を求めるものです。

最初に承認第10号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

本件は、本年の人事院勧告、広島県人事委員会の勧告及び県内他市の状況を踏まえ、民間給与との較差を是正するため、期末手当の支給月数を引き下げることに伴い、条例等の一部を改正したものです。

次に承認第11号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

本件は、一般職において、期末手当の支給月数を引き下げることとした措置を、常勤の特別職においても適用するため、条例等の一部を改正したものです。

次に承認第12号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

本件は、一般職及び常勤の特別職において、期末手当の支給月数を引き下げることとした措置を、市議会議員においても適用するため、条例等の一部を改正したものです。

御審議と御承認のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 西岡保典君。

それでは、承認第10号から承認第12号までの3議案につきまして、一括して要点の御説明をさせていただきます。3議案に共通いたします説明資料を提出をいたしておりますので、まずそちらの説明をさせていただきますと思います。少し長くなるかと思いますが、御了承ください。

説明資料1ページを御覧ください。

ここでは、大きなIといたしまして、給与勧告制度の基本的な考え方をお示ししております。

まず、人事院勧告について点線枠内に記載していますが、(3)に記載していますとおり、国家公務員の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であるという理由によりまして、毎年、人事院から、衆参両院議長並びに内閣総理大臣に対しまして勧告がなされるものでございます。

次に、本市の取扱いについて、その下の点線枠内に記載をいたしております。

地方自治体公務員の給与等人事管理に関しましては、人口15万人以上の市及び特別区には人事院にかわる機関として、人事委員会が設置されますが、本市はこれに該当しないため、人事委員会の機能は市長が行うこととなります。

また、本市職員の給料表は、国家公務員の俸給表を準用していることから、給与設計は、人事院勧告及び勧告に基づき法制化される国家公務員の給与等に準拠することが最も合理的であるという考え方にに基づき、毎年、人事院勧告に準じて給与等の改定を行っています。

2ページをお願いします。

ここでは、大きなIIといたしまして、民間給与との較差に基づく給与改定について示しております。本年の勧告の内容を記載しています。

まず、1の民間給与との比較についてです。

ページ下段になりますが、月例給では、民間給与との較差は国家公務員が平均164円、率にして0.04%上回っているとなっています。

また、期末・勤勉手当では、民間事業所の特別給との較差は、国家公務員が0.04月分上回っているという結果となっています。

3ページをお願いします。

2の給与改定の内容と考え方についてです。民間給与との比較内容を踏まえた勧告の内容について、まとめております。

まず、月例給については、官民給与との較差が小さいことから、月例給の改定を行わないこととされました。

本市の月例給についての取扱いについても、人事院勧告に基づき給料表の改定は行いません。

次に、期末・勤勉手当については、民間の支給割合との均衡を図るため、現行の4.5月から0.05月分引き下げ、4.45月分とし、引下げ分は期

末手当に配分するという内容でございます。

本市の行政職及び消防職においては、人事院勧告に基づき、期末手当の支給月数を現行4.5月分から0.05月分引き下げ、期末手当と勤勉手当の支給月数の合計を4.45月分に改定をいたします。

次に、一番下の表ですが、再任用職員の支給月数でございます。人事院勧告に基づく改定がございませんので、現行どおりでございます。

4ページをお願いします。

一番上の表は、会計年度任用職員の支給月数ですが、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、支給月数を現行2.6月分から2.55月分に改定をいたします。

その下の表は、任期付職員の支給月数でございます。現在、本市における同職の任用はありませんので、説明は割愛をさせていただきます。

次に、その下の表へ常勤の特別職及び市議会議員の皆さんの支給月数をお示ししております。行政職、及び消防職に準じて、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、支給月数を現行4.5月分から4.45月分に改定をいたします。

次に、その下の影響範囲ですが、③の影響額については約818万3,000円の減額となります。

5ページには、参考資料といたしまして、合併以降の人事院勧告の状況を一覧表にまとめております。

6ページ、その次の7ページでは、これまでに実施をいたしました給与制度の改正等の内容について記載をいたしております。

また8ページには、大きなVとして、公務員人事管理に関する人事院からの報告として主立ったものを記載をいたしております。

以上で説明資料の説明は終わりました、続きまして承認議案書の説明をさせていただきます。

承認第10号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の3ページをお願いします。

新旧対照表で、右が改正前、左が改正後になります。

改正条例第1条は、安芸高田市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第26条の期末手当の改正は、左の改正後で職員の12月に支給する期末手当を100分の5引き下げ、100分の125とする内容でございます。

次に、4ページをお願いします。

改正条例第2条は、改正条例第1条で改正した条例を、施行期日を変えて再度改正をするもので、第26条において、令和3年4月1日以降、6月と12月期の期末手当を、いずれも100分の127.5とする内容でございます。

5ページをお願いします。

改正条例第3条では、安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第8条第2項の改正は、左の改正後で12月に支給する勤勉手当を100分の5引き下げ、100分の165とする内容でございます。

なお、特定任期付職員とは、高度の専門的な知識と経験を有し、かつ特定の業務に従事させるために採用するもののことを指しまして、現在本市では該当する職員はおりません。

6ページをお願いします。

改正条例第4条は、改正条例第3条で改正した条例を、施行期日を変えて再度改正するもので、第8条第2項において、令和3年4月1日以降、6月と12月期の期末手当を、いずれも100分の167.5とする内容でございます。

次に、附則において施行期日を定めておりまして、公布の日から施行といたしておりますが、改正条例第2条及び第4条の改正は令和3年4月1日を施行日といたしております。

次に、承認第11号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の3ページをお願いいたします。

新旧対照表で、右が改正前、左が改正後でございます。

改正条例第1条は、安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第4条の通勤手当等の改正は、常勤の特別職の期末手当について、職員に準じて0.05月引き下げ、100分の225を100分の220とする内容でございます。

4ページをお願いします。

改正条例第2条は、改正条例第1条で改正した条例を、施行期日を変えて再度改正するもので、第4条において、令和3年4月1日以降、6月と12月期の期末手当を、いずれも100分の222.5とする内容でございます。

附則につきましては、先ほどの職員と同様の内容でございます。

次に、承認第12号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の3ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

改正条例第1条は、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第6条第2項の期末手当の改正は、市議会議員の期末手当について、職員及び常勤の特別職に準じて0.05月引き下げ、100分の225を100分の220とする内容でございます。

4ページをお願いします。

改正条例第2条は、改正条例第1条で改正した条例を、施行期日を変えて再度改正するもので、第6条第2項におきまして、令和3年4月1日以降、6月と12月期の期末手当を、いずれも100分の222.5とする内容でございます。

附則につきましては、先ほどの職員と同様の内容でございます。

以上で要点の説明を終了いたします

- 宍戸議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより本案3件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案3件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第10号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例】」の件から、承認第12号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例】」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。  
本案3件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 宍戸議長 起立多数であります。よって、本案3件は、原案のとおり可決されました。  
先ほど、議会運営委員長並びに各常任委員長から所管する事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中も継続して調査したい旨の申出がありました。閉会中の継続調査の件は、緊急を要しますので、緊急事件と認め、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 宍戸議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の申し出の承認についての件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。  
~~~~~○~~~~~
- 追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出の承認について
- 宍戸議長 追加日程第1、閉会中の継続調査の申し出の承認についての件を議題といたします。
お諮りいたします。議会運営委員長並びに各常任委員長からの閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 宍戸議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決しました。
以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和2年第4回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。
大変お疲れさまでございました。



午後 2時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会臨時議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員